

令和2年特(わ)第858号等 外国為替及び外国貿易法違反等被告事件

被告人 大川原化工機株式会社

被告人 大川原 正 明

被告人 島 田 順 司

## 証拠調べ請求書

令和3年5月28日

東京地方裁判所刑事第13部 御中

弁 護 人 高 田

剛



弁 護 人 鄭

志



弁 護 人 河 村

尚



弁 護 人 瀬 川

慶



弁 護 人 小 林 貴

樹



頭書事件について、下記の通り、証拠取調べを請求する。

## 記

### 1 弁31号証

証拠の標目：「Australia Group Common Control List Handbook Volume II :  
Biological Weapons-Related Common Control Lists」(抜粋)

作成者：アメリカ合衆国

作成年月日：平成26年6月

立証趣旨：「殺菌」(Disinfection)は「病原性微生物として認識されている大  
多数の菌を死滅させること」をいうこと等。

### 2 弁32号証

証拠の標目：「Re：Re：噴霧乾燥機の輸出規制について」と題するメール

作成者：新地徹英

作成年月日：平成24年3月12日

立証趣旨：新地徹英からの規制要件に関する質問に対するAGの参加国（デ  
ンマーク、及び「A国」からの回答の内容等。

### 3 弁33号証

証拠の標目：「Fw：噴霧乾燥機の輸出規制について」と題するメール

作成者：新地徹英

作成年月日：平成24年3月13日

立証趣旨：新地徹英からの規制要件に関する質問に対するAGの参加国（米  
国）からの回答の内容等。

### 4 弁34号証

証拠の標目：業務運営会議議事録

作成者：被告会社

作成年月日：平成24年5月7日

立証趣旨：平成24年5月当時、被告会社においては、規制対象となる噴霧乾燥器は「分解せずに薬液・蒸気滅菌できる装置」という認識であったこと等。

5 弁35号証

証拠の標目：安全保障輸出管理規程

作成者：被告会社

作成年月日：平成7年3月29日

立証趣旨：被告会社は、噴霧乾燥器の規制の導入以前から、安全保障輸出管理を適切に実施するため、貨物の輸出の際に、外為法上の規制の該非を判定する委員会（該非判定委員会）を社内に設置していたこと等。

6 弁36号証の1

証拠の標目：「SPECIFICATIONS OF CLOSED SPRAY DRYER MODEL CL-12」と題する書面

作成者：被告会社

作成年月日：平成25年7月16日

立証趣旨：日本における噴霧乾燥器の規制開始以降（平成25年10月15日以降）、被告会社では、政府の許可が得られない限り契約が無効となる旨の規定が利用規約（「Terms & Conditions」）に追加されたこと等。

7 弁36号証の2

証拠の標目：「QUOTATION」と題する書面

作 成 者：被告会社

作成年月日：平成27年10月26日

立 証 趣 旨：同上。

8 弁37号証

証拠の標目：「RE：【協力依頼】噴霧乾燥機の規制経緯等について」と題するメール

作 成 者：藤井弘史

作成年月日：平成29年11月21日

立 証 趣 旨：平成28年5月の被告会社と経済産業省との間の打合せで、被告会社が、被告会社製の噴霧乾燥器が要件非該当である旨の説明を行ったこと。

上記被告会社の説明を受けて、システックが発行する「輸出管理品目ガイドンス」に掲載されている噴霧乾燥器の写真が、被告会社のものから他社のものに変更されたこと等。

9 弁38号証

証拠の標目：調査結果報告書

作 成 者：弁護士 小林貴樹

作成年月日：令和3年5月28日

立 証 趣 旨：システックが発行する「輸出管理品目ガイドンス」において掲載されている噴霧乾燥器の写真が、平成29年3月以降、被告会社のものから他社のものに変更されたこと等。

10 弁39号証

証拠の標目：「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について

作 成 者：厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長

作成年月日：平成29年6月16日

立 証 趣 旨：食中毒菌の発育至適温度が一般に「約20℃～50℃」とされていること等。

11 弁40号証

証拠の標目：変革期中長期経営戦略・年度経営計画 策定フォーマット全集

作 成 者：青木三十一

作成年月日：平成9年12月

立 証 趣 旨：「脅威」が、経営計画策定の際の環境分析における、企業にマイナスに作用する要因を指す用語（「機会」の対義語）として用いられていること等。

12 弁41号証

証拠の標目：「【AG】AG 臨時実施会合の結果」と題する書面

作 成 者：藤井弘史

作成年月日：平成24年2月23日

立 証 趣 旨：噴霧乾燥器の規制要件を「蒸気滅菌」(steam sterilized)に限定すべき旨の提案が、平成24年2月23日に、藤井弘史から被告人島田及び相嶋静夫に対してされていたこと等。

13 弁42号証

証拠の標目：「RE：輸出許可申請」と題するメール

作 成 者：相嶋静夫

作成年月日：平成31年1月16日

立 証 趣 旨：相嶋静夫の「殺菌」の解釈に関する認識等。

14 弁43号証

証拠の標目：「事情聴取の件」と題するメール

作成者：相嶋静夫

作成年月日：平成31年1月25日

立証趣旨：相嶋静夫の「殺菌」の解釈に関する認識等。

15 弁44号証

証拠の標目：「RE：事情聴取の件」と題するメール

作成者：相嶋静夫

作成年月日：平成31年1月28日

立証趣旨：相嶋静夫が、被告会社製の普通の噴霧乾燥器は「殺菌」ができないと認識していたこと等。

16 弁45号証

証拠の標目：「本日の聴取の件」と題するメール

作成者：相嶋静夫

作成年月日：平成31年2月14日

立証趣旨：相嶋静夫が、被告会社の普通の噴霧乾燥器は要件非該当であると認識していたこと等。

17 弁46号証の1

証拠の標目：「日立 藤井様より」と題するメール

作成者：土屋千春（被告会社従業員）

作成年月日：平成28年5月16日

立証趣旨：平成28年7月にシステックの藤井弘史からの質問に対して枝村長武が回答した経緯等。

18 弁46号証の2

証拠の標目：「FW：同行願い」と題するメール

作成者：島田順司

作成年月日：平成28年5月30日

立証趣旨：同上。

19 弁46号証の3

証拠の標目：「FW：同行願い」と題するメール

作成者：河合研一

作成年月日：平成28年5月30日

立証趣旨：同上。

20 弁46号証の4

証拠の標目：「RE：同行願い」と題するメール

作成者：島田順司

作成年月日：平成28年5月30日

立証趣旨：同上。

21 弁46号証の5

証拠の標目：「FW：同行願い」と題するメール

作成者：島田順司

作成年月日：平成28年6月24日

立証趣旨：同上。

22 弁46号証の6

証拠の標目：「質問返答.pdf」と題するメール

作成者：枝村長武

作成年月日：平成28年7月4日

立証趣旨：同上。

23 弁46号証の7

証拠の標目：「RE：噴霧乾燥装置について」と題するメール

作成者：島田順司

作成年月日：平成28年7月4日

立証趣旨：同上。

24 弁46号証の8

証拠の標目：「FW：噴霧乾燥装置について」と題するメール

作成者：枝村長武

作成年月日：平成28年7月4日

立証趣旨：同上。

以上